

鳥取県福祉研究学会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、鳥取県福祉研究学会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、福祉に関して会員が相互に研修・研鑽及び専門的な研究を行うことにより、会員の資質向上を図るとともに、会員個々のノウハウを会員全体の共有知的資産として活用することにより、県域として福祉サービスの発展向上を図る。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉に関する施策・制度の調査研究
- (2) 福祉に関する技術の向上に関する研究、研修
- (3) 福祉に関する知識の普及啓発
- (4) 福祉に関する資料等の発行
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 会員は、福祉に関する業務に従事している者、福祉に関する調査研究をしている者、その他福祉に関心を持つ団体・個人とする。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内とする。

(選 任)

第6条 理事は、会長が委嘱する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職 務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の業務の執行に関する事項を決定する。
- 4 監事は、事業及び会計の執行について監査し、その結果を総会及び理事会に報告する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 理事会、総会

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、その2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会は、業務の執行に関する事項を決定する。
- 3 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 理事会は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第10条 この会に、業務の執行に関する重要事項について、会員の意見を反映させるため、総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の2種とし、それぞれに定めるときに開催する。
 - (1) 定例会 毎年1回
 - (2) 臨時会 会長が必要と認めたとき又は理事の過半数から開催の要求があったとき
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

第5章 実行委員、審査委員

(実行委員)

第11条 この会に、第3条に定める事業を円滑に遂行するため、実行委員を置くことができる。

- 2 実行委員は、会長が委嘱する。

(審査委員)

第12条 この会に、会員の行う調査、研究、発表の支援及び評価、並びに倫理に関する審査を行うため、審査委員を置くことができる。

- 2 審査委員は、会長が委嘱する。

第6章 会 計

(経 費)

第13条 経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第14条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(事務局)

第15条 この会の庶務は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会において処理する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 2 設立当初役員は理事または監事となる。
- 3 この会則は、平成19年6月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成23年7月2日から施行する。